

令和7年度滋賀県環境審議会総会 概要

- 1 開催日時 令和7年5月12日（月）10時00分～11時30分
- 2 開催場所 滋賀県庁危機管理センター1階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
- 3 出席委員
相本委員（代理）、青田委員、荒木委員、石田（裕）委員、石田（龍）委員、伊藤委員（代理）、大堀委員、岡委員、小川委員、奥委員、上村委員、川崎委員、岸本（直）委員、佐野委員、鹿田委員、島田委員、清水（芳）委員、田中委員、寺本委員、中野委員、長谷川委員（代理）、畑田委員、樋口委員、平松委員、福原委員、藤本委員、堀委員、前迫委員、水原委員、山室委員、山本委員、家森委員、和田（桂）委員 計33名
- 4 議題
 - （1）第五次滋賀県環境学習推進計画の策定について（諮問）
 - （2）鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）
 - （3）琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）の策定について（諮問）
 - （4）第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について（諮問）
 - （5）各部会の活動概要について（報告）
 - （6）その他

【配布資料】

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 資料1 | 滋賀県環境審議会委員名簿、配席表 |
| 資料2 | 滋賀県環境審議会条例、滋賀県環境審議会議事運営要領 |
| 資料3-1 | 第四次滋賀県環境学習推進計画（概要）について |
| 資料3-2 | 第五次滋賀県環境学習推進計画（素案）について |
| 資料4-1 | 鳥獣保護区特別地区の概要について |
| 資料4-2 | 今津町鳥獣保護区今津特別保護地区位置図 |
| 資料5-1 | 琵琶湖保全作成施策に関する計画（第3期）の策定に向けて |
| 資料5-2 | 琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）概要パンフレット |
| 資料6 | 第六次廃棄物処置計画等の策定について |
| 資料7 | 各部会の活動概要 |
| | 7-1 環境企画部会 7-2 水・土壌・大気部会 7-3 廃棄物部会 |
| | 7-4 自然環境部会 7-5 温泉部会 7-6 琵琶湖保全再生部会 |

別紙 1	第五次滋賀県環境学習推進計画の策定について（諮問文写し）
別紙 2	鳥獣保護区特別地区の指定について（諮問文写し）
別紙 3	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 3 期）の策定について（諮問文写し）
別紙 4	第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について（諮問文写し）
参考資料 1	第五次滋賀県環境総合計画（概要版）
参考資料 2	オンライン会議に係る注意事項

5 議事概要

- （１）第五次滋賀県環境学習推進計画の策定について（諮問）
 - 事務局から資料 3－１，３－２に基づき説明
 - 環境企画部会に付議
- （２）鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）
 - 事務局から資料 4－１，４－２に基づき説明
 - 自然環境部会に付議
- （３）琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 3 期）の策定について（諮問）
 - 事務局から資料 5－１，５－２に基づき説明
 - 琵琶湖保全再生部会に付議
- （４）第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について（諮問）
 - 事務局から資料 6 に基づき説明
 - 廃棄物部会に付議
- （５）各部会の活動概要について（報告）
 - 事務局から資料 7 に基づき説明
- （６）その他
 - 議案なし

質疑応答

【委員】

今年度から琵琶湖保全再生計画策定に向けた審議が琵琶湖保全再生部会において開始されるとの報告があった。同計画の内容は、琵琶湖保全再生部会だけでなく、外来種、森林、シカの獣害、伊吹山の土砂流出など、自然環境部会とも密接に関係する。調整が難しいのは理解するが、相互の部会で意見交換や情報共有を行うことは出来ないか。

また、もう 1 点。各部会の構成メンバーを教えていただけないか。

【事務局】

環境審議会は構成メンバーが多く、委員の専門性も多岐にわたる。相互に関連するテーマについては部会間での情報共有が図れるよう配慮したい。琵琶湖保全再生計画については、山森から琵琶湖、そして下流域に至る大きな計画であるため、適宜、部会間で共有できるよう配慮したい。

また、各委員がどの部会に属しているのかは、一覧にまとめているので共有したい。

【会長】

各委員がどの部会に所属しているのかだけではなく、各部会で検討されている内容や議事概要がどこで見られるのかについても教えて欲しい。

また、現在所属している部会の他に、別の部会にも所属したくなった場合は、希望を聞いていただけるのかについても教えて欲しい。

【事務局】

各委員がどの部会に所属するかは、委員改選の際に会長が決定することとなっている。年度途中の所属部会の追加や変更は、事務局に連絡いただき、事務局が会長と相談して検討することとなる。また、各部会の議事内容は県 HP に公開しているので参考にさせていただきたい。

【会長】

委員の部会の所属については、2年に一度の改選の際に、会長が提案して総会で承認いただいている。現在の所属部会と異なる議題に参加したい場合は、事務局に連絡いただき、会長が承認する形でお願いする。

【委員】

廃棄物処理計画の改定に関して、現在の計画期間が令和8年3月末まで。改定スケジュールを見ると、最終答申が9月であり、策定が12月の予定。4月から11月までの間、計画の無い期間が生じてしまう。今まではもう少し早い時期に策定され、計画の無い期間が短かったが、今回は異なる。いつものスケジュール感と異なる理由があるのか。

【事務局】

計画策定時期が令和8年度半ばと半年程度遅れているのは、令和7年度末までの検証結果を反映するため。データが揃うのを待っている。半年間計画策定が遅れることについては、各市町の計画策定等に支障はないと考えている。

【委員】

支障がないとのことだが、災害廃棄物の処理の観点からも、あまり遅くなるのはどうかと思

う。

【事務局】

なるべく早くしたい。災害廃棄物関係は別計画で定めており、県内各市町にも策定いただいていることから影響はない。